

平成 28 年 2 月 25 日

指定通所介護事業所 管理者 殿

八王子市福祉部高齢者いきいき課

平成 28 年 4 月 1 日に地域密着型通所介護事業所に移行する事業者における、  
平成 28 年 4 月 1 日適用以降の加算届及び変更届出の取扱いについて

日頃より、高齢者福祉の推進にご協力いただきありがとうございます。  
標記の件につきまして、下記のように対応いただきますようお願いいたします。

記

**加算の届出**

八王子市のみの利用者がある事業所の場合

- 平成 28 年 4 月 1 日適用で従来の加算の届出内容を変更する場合  
平成 28 年 3 月 15 日（火曜日）【期限必着】までに八王子市に提出が必要
- 平成 28 年 4 月 1 日以降に従来の加算の届出内容を変更する場合  
算定を開始したい月の前月の 15 日（同日が土・日曜日・祝日の場合は、その直前営業日）の営業時間内までに八王子市に提出が必要

他市区町村の利用者（八王子市住所地特例者を除く）がいる事業所の場合

- 平成 28 年 4 月 1 日適用で従来の加算の届出内容を変更する場合  
平成 28 年 3 月 15 日（火曜日）【期限必着】までに八王子市及び該当の市区町村にそれぞれに提出が必要
- 平成 28 年 4 月 1 日以降に従来の加算の届出内容を変更する場合  
算定を開始したい月の前月の 15 日（同日が土・日曜日・祝日の場合は、その直前営業日）の営業時間内までに八王子市及び該当の市区町村にそれぞれに提出が必要

**介護職員処遇改善加算（平成 28 年度計画書）**

八王子市のみの利用者がある事業所の場合

- 平成 28 年 2 月 29 日（月曜日）【期限必着】までに八王子市に提出が必要

他市区町村の利用者がある事業所の場合

- 平成 28 年 2 月 29 日（月曜日）【期限必着】までに八王子市に提出が必要  
該当の市区町村への提出の要否は該当市区町村へお問合せください。

**介護職員処遇改善加算（平成 27 年度報告書）**

八王子市のみの利用者がある事業所の場合

- 平成 28 年 7 月 29 日（金曜日）【期限必着】までに八王子市に提出が必要

他市区町村の利用者（八王子市住所地特例者を除く）がいる事業所の場合

- 平成 28 年 7 月 29 日（金曜日）【期限必着】までに八王子市に提出が必要

**申請事項の変更届**

八王子市のみの利用者がある事業所の場合

- 平成 28 年 4 月 1 日以降に申請事項の内容を変更する場合  
変更があつてから 10 日以内（同日が土・日曜日・祝日の場合は、その直前営業日）  
の営業時間内までに八王子市に提出が必要

他市区町村の利用者（八王子市住所地特例者を除く）がいる事業所の場合

- 平成 28 年 4 月 1 日以降に申請事項の内容を変更する場合  
変更があつてから 10 日以内（同日が土・日曜日・祝日の場合は、その直前営業日）  
の営業時間内までに八王子市及び該当の市区町村にそれぞれに提出が必要

この通知のホームページ掲載先

トップ>くらしの情報>高齢・介護・障害・生活福祉>居宅サービス>通所介護  
小規模通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行についての欄にあります。